令和3年度「大垣市育英事業」について

大垣市は、経済的理由により修学が困難な状態にある学生に対し、英才を育成することを目的に奨学金の助成 及び貸し付けを行っています。

【対象者】

- (1) 大垣市に6か月以上居住し、学生本人または本人の生計を維持する人が引き続き居住すること
- (2) 学業成績が優秀であること(基準は、評定平均値3.0以上)
- (3) 修学に耐えうる健康状態であること
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な状態にあること(基準は、日本学生支援機構の基準に準ずる)

【対象となる学校】

大学・大学院・短期大学 専修学校(修業年限が2年以上の専門課程に限る)

【助成及び貸付額】月額



【申込期間】

令和3年4月1日(木)~4月30日(金)

【募集要項の取得先】

- ・本校の担当者(大橋)まで
- ・大垣市役所社会福祉課、または上石津地域事務所・墨俣地域事務所
- ・大垣市ホームページ (www.city.ogaki.lg.jp) からダウンロード

【提出先】

大垣市役所社会福祉課、または上石津地域事務所・墨俣地域事務所 郵送不可 必ず学生かその保護者が持参してください。

【その他】

他の奨学金との併用は不可

【問い合わせ先】

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市健康福祉部社会福祉課総務グループ

代表 : (0584) 81-4111 〈内線 2473〉

直通 : (0584) 47-7256